

#### (4) 償却・引当方針

##### イ. 公的資金による株式等の引受け等を踏まえた自主的・積極的な償却・引当方針

###### [基本的考え方]

金融検査マニュアルを踏まえ、日本公認会計士協会の実務指針等関係諸法令に則り、グループ各社におきましては、自己査定基準、償却・引当に関する基準を制定し、保有する資産についての回収の危険性または価値の喫損の危険性の度合いを個別に検討した上で適切な自己査定を行い、その結果等を踏まえて、将来予想損失額等を適時かつ適正に見積り、適切な償却・引当を実施しております。

グループ各社の自己査定、償却・引当の結果につきましては、各社の監査部署が内部監査を行うとともに、当社の監査部署(監査部)が、連結ベースの自己査定、償却・引当の結果について、監査を実施しております。

###### [償却・引当方針の概要]

グループ各社におきましては、個々の取引先について、自己査定に基づいて「正常先」「要注意先」「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」に区分し、その区分毎に償却・引当基準を定めております。

なお、当行における債務者区分毎の償却・引当基準は以下の通りであります。

正 常 先： 格付毎に過去の倒産確率に基づき、今後1年間の予想損失額を一般貸倒引当金に計上

要 注 意 先： 貸倒リスクに応じてグループ分け(注)を行い、グループ毎に過去の倒産確率に基づき、将来の予想損失額を一般貸倒引当金に計上

(注)グループ分けは、「要管理先」と「その他要注意先」に区分し、後者をさらに財務内容や与信状況等を勘案して細分化。また、大口要管理先を中心にDCF法的手法による引当を実施

破 綻 懸 念 先： 個々の債務者毎に分類されたⅢ分類(担保、保証等により回収が見込まれる部分以外)のうち必要額を算定し、個別貸倒引当金を計上。また、大口先を中心にDCF法的手法による引当を実施

実質破綻先・破綻先：個々の債務者毎に分類されたⅣ分類(回収不能または無価値と判定される部分)の全額を原則貸倒償却し、Ⅲ分類の全額について個別貸倒引当金を計上

なお、17年3月期における不良債権の処理状況は図表15の通りであります。

ロ．行内企業格付けごとの償却・引当の目途

当行における17年3月期の行内格付毎の倒産発生状況は図表17の通りであります。

(図表15)不良債権処理状況

[三井住友銀行(単体)]

(億円)

	16/3月期 実績	17/3月期 実績	18/3月期 見込み
不良債権処理損失額(A)	11,413	13,063	
個別貸倒引当金繰入額	2,764	4,741	
貸出金償却等(C)	8,692	8,360	
貸出金償却	5,011	6,058	
CCPC向け債権売却損	8	—	
協定銀行等への資産売却損(注)	93	5	
その他債権売却損	2,928	1,375	
債権放棄損	652	922	
債権売却損失引当金繰入額	△ 5	—	
特定債務者支援引当金繰入額	—	—	
特定海外債権引当勘定繰入	△ 38	△ 38	
一般貸倒引当金繰入額(B)	△ 3,379	△ 3,515	
合計(A)+(B)	8,034	9,548	3,000

&lt;参考&gt;

貸倒引当金目的取崩による直接償却等(D)	12,437	4,436	—
グロス直接償却等(C)+(D)	21,129	12,796	—

[三井住友フィナンシャルグループ(連結)]

(億円)

	16/3月期 実績	17/3月期 実績	18/3月期 見込み
不良債権処理損失額(A)	12,878	13,980	
個別貸倒引当金繰入額	3,207	4,939	
貸出金償却等(C)	9,714	9,079	
貸出金償却	5,952	6,672	
CCPC向け債権売却損	13	—	
協定銀行等への資産売却損(注)	94	6	
その他債権売却損	3,003	1,479	
債権放棄損	652	922	
債権売却損失引当金繰入額	△ 5	—	
特定債務者支援引当金繰入額	—	—	
特定海外債権引当勘定繰入	△ 38	△ 38	
一般貸倒引当金繰入額(B)	△ 3,312	△ 2,012	
合計(A)+(B)	9,566	11,968	

&lt;参考&gt;

貸倒引当金目的取崩による直接償却等(D)	13,672	5,409	—
グロス直接償却等(C)+(D)	23,386	14,488	—

(注)金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第53条で定められた協定銀行等への債権売却損。

(図表17)倒産先一覧(16年度)[三井住友銀行(単体)]

(件、億円)

行内格付	倒産1期前の行内格付		倒産半期前の行内格付	
	件数	金額	件数	金額
1	0	0	0	0
2	0	0	0	0
3	1	9	1	9
4A	1	7	0	0
4B	1	1	1	7
4C	9	73	8	67
5A	16	52	13	45
5B	22	77	16	37
5C	34	72	33	55
6	19	22	18	27
7	63	328	65	237
8	26	722	36	356
9	17	72	47	629
格付なし	100	96	71	62
計	309	1,531	309	1,531

(注1)「格付なし」には、個人、財務データ未登録の法人等を含む。

(注2) 小口(与信額50百万円未満)は除く。

(注3) 金額は与信ベースにて記載。

(参考) 金融再生法開示債権の状況 (億円)

	17年3月末実績
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4,483
危険債権	9,244
要管理債権	4,519
正常債権	534,526
総与信残高	552,772

## ハ. 不良債権の売却等による処理、回収の方針

当行は、17年3月期をバランスシートのクリーンアップ総仕上げの年と位置付け、不良債権のオフバランス化や企業再生・再建に積極的に取り組むなど、財務体質の抜本的な強化に鋭意努めてまいりました。そうした取組みの結果、金融再生プログラムで求められている不良債権比率半減について16年9月期に前倒しで達成する等、17年3月期において不良債権問題に決着をつけました。

以上を踏まえ、14年12月に不良債権の集中的処理を目的に設置した戦略金融部門を17年3月で解散しましたが、この間培った、企業再生や事業再編等のスキル・ノウハウは今後も活用してまいります。具体的には、投資開発部に企業再生ファンド等への投資機能を、融資管理部に債権の個別売却機能を各々移管するとともに、各審査部に戦略金融部門の人員を再配置致しました。各審査部ではこれらスキル・ノウハウを活用して、個社毎に再建方針を策定し、問題先の管理・回収を進めてまいります。

## ニ. 債権放棄についての考え方

債権放棄につきましては、「金融再生委員会の運営の基本方針」(金融再生委員会 11年1月20日)、「私的整理ガイドライン」(私的整理に関するガイドライン研究会 13年9月19日)等を踏まえ、法的破綻処理との処理方法の違いによる経済合理性に基づくだけでなく、モラルハザードを回避する観点から、以下の3つの要件を満たす場合に限定すべきものと考え、また、債権放棄を実施する場合の債権者間負担割合は「信用残プロラタ」を原則とした上で、個別事情を勘案して決定することとしております。

○債権放棄による財務状況の改善により、対象企業の経営再建が実現する可能性が高く、残存債権の回収がより確実になると見込まれること。

○利害の対立する複数の支援者の間の合意により策定されるなど、合理的な再建計画に基づくこと。

○抜本的なリストラが行われるなど、対象企業の経営責任が明確化され、債権放棄が社会通念上合理的であると認められること。